

路肩規制の作業手順 (トラック使用の場合)

	内 容	留 意 事 項	危険性・有害性の洗い出し	重篤度	可能性の 度合	リスク評 価	優先度	リスク低減措置
準備工	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業打合せ(KY活動)各項目を読みあげ確認</li> <li>作業人員、車両の確認</li> <li>保護具の点検</li> <li>車両、使用機械、器具の点検</li> <li>積み荷の確認、規制箇所との規制材数量確認</li> <li>作業箇所の確認(規制位置の線形確認便乗規制の確認等)</li> <li>メンテ事務所へ規制開始連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業分担と配置の確認をし、保安員と作業員に対し明確に指示をする。</li> <li>運行前点検、持ち込み点検実施</li> <li>事前に規制種別を確認し、不足物の無い様に積み込む</li> <li>規制方法、規制位置でクランプの位置が変わるので取り付け方向を規制実施前に確認し取り付ける</li> <li>規制整理番号を確認</li> </ul>						
規制材(標識)設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制材(標識)の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黄旗等による一般車への注意喚起(線形の悪い場合は保安員の増員を検討する)・</li> <li>車両移動時の合図の確認(施工前に前進・停止の合図を確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車に作業員が轢かれケガをする</li> <li>路肩からの退出時、一般車に追突される</li> </ul>	5	3	8	IV	保安員の配置
テーパー部設置・撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常路肩規制は矢板3枚を路肩に設置し警告灯を3枚目に設置する</li> <li>携行式LED警告灯 ピカポンを矢印板の中間に設置する</li> <li>設置・撤去時には、保安員が発煙筒と黄旗を使用し通行車両に注意喚起を行い、作業員により矢印板の設置・撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制箇所を前日に把握し工事予定を計画する</li> <li>矢印板は、ウエイトで固定する。</li> <li>回転灯転倒防止処置及び標識車のハンドルきり、輪止め、サイドブレーキの確認</li> <li>発煙筒の使用後の回収と、発煙筒による火災に注意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車が突っ込んで作業員を撥ねる</li> <li>発煙筒による火災が発生する</li> </ul>	5	3	8	IV	発炎筒・黄旗による注意喚起
ラバコン設置・撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラバコンを20m間隔に設置する</li> <li>工事箇所の手前に車輛強制停止装置を所定の位置に設置する</li> <li>台車でラバコンを設置するときは作業員が設置し保安員を配置する</li> <li>規制延長が長い場合は、ラバコン設置用車両で規制延長作業を実施する</li> <li>作業時は、楽ちん楽座(転落防止)を使用する。設置出来ない場合は、ラバコン設置箇所アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を崩した際、補助ロープを掴み転落を回避する。(荷台から設置時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県側は10m間隔に設置</li> <li>路肩白線内での作業を厳守する</li> <li>ラバコン設置位置及び向きを統一して設置</li> <li>後退誘導の合図は荷台作業員に合図者を指名する。</li> <li>後退誘導実施(笛使用・動作による合図)</li> <li>作業車の荷台の整理整頓に心掛ける。</li> <li>資機材により作業スペース狭小(無理な姿勢)で作業とならないよう注意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>姿勢を崩し荷台から転落</li> </ul>	3	4	7	IV	転落防止措置
交通監視・交通誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安員は、標識車付近で監視し、異常があれば是正する</li> <li>保安員による規制進入・退出の誘導を行う。</li> <li>作業員は、現場の作業状況に合わせて、車輛強制停止装置を移動し、配置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視位置は路肩側の安全な位置(防護柵の外等)で実施する</li> <li>規制進入時は大きく黄旗を振り、合図を送る</li> <li>規制退出時は、合図を打合せ通行車両の合い間を広く取り誘導する</li> <li>作業車の後退等の誘導は、運転手より見える位置(路肩側)で笛を使用し誘導を行う。</li> <li>車輛強制停止装置移動時は保安員を必ず配置して作業する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退出時、車両と一般車がぶつかる</li> <li>作業車がバックして保安員を轢く</li> <li>一般車が突っ込んで作業員を撥ねる</li> </ul>	4	2	6	III	保安員を配置する 回転灯、ハザードランプの適宜点灯 後続一般車両との車間距離を広く取る セーフティーバーの設置
規制材(標識)撤収	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のインターまで回送、規制材(標識)は前進撤去とし、上流部から回収する</li> <li>積みこみ完了後、規制解除連絡をする</li> <li>メンテ事務所への規制終了連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況によりラバコン、矢印板を台車にて回収する(回収時は保安員を配置する)</li> <li>積み荷の固定(クランプ使用)確認</li> <li>規制整理番号確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車に追突されケガをする</li> </ul>	5	3	8	IV	保安員の配置

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>後退時には誘導員の誘導で後退する。</li> <li>保安員は作業を手伝わない</li> <li>作業員を荷台に乗せている時は移動に注意をする(規制内)</li> <li>ワイド車両の使用禁止(路肩部幅員よりはみ出す為)</li> <li>発煙筒の有効使用</li> <li>規制箇所の確認</li> <li>積荷の飛散防止確認</li> <li>標識・立て看板の転倒防止</li> <li>作業・規制についての打ち合わせは、メンテ職員を含めたKYミーティングを実施する。</li> <li>機材固定用の車両クランプを使用したロープ・網等の取り付け厳守。</li> <li>2名以上の複数作業であっても単独作業を行わない。</li> <li>規制材の荷降ろし・積み込み作業は通行帯側では、絶対行わない。</li> <li>工事内容・規制内容を関係職員との打合せを実施し規制予定を確認する。</li> <li>徒歩により規制標識の撤去作業は禁止</li> <li>規制材設置時・監視時の歩行は、出来る限り路肩側を通行する。</li> <li>標識車の表示変更は、必ず2名以上に於て標識を目視確認する</li> </ul>
------	--